

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、さぬき市長尾土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	山下 正美	さぬき市長尾西2056番地4	平成18年4月10日

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	谷村 宜宏	さぬき市造田是弘754番地	平成19年3月29日
〃	山下 俊邦	〃 長尾西2429番地3	〃